

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>地域活性化総合特区における特例措置の拡充 (国10)(法人税、登録免許税) (地5)(法人住民税、法人事業税)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・<u>拡充</u>】</p>			
2	要望の内容	<p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区において適用されている法人税に係る①投資税額控除、②特別償却、(①、②については、事業者の判断による、いずれか1つの選択制)を、地域活性化総合特区においても導入する。</p> <p>①、②特別償却・投資税額控除</p> <p>■ 特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業を行うために設備等(以下に掲げるものに限る。)を取得等してその事業の用に供した場合には、その取得価額の50%(建物等については25%)の特別償却又は15%(建物等については、8%)の税額控除のいずれかの選択適用ができる特例措置を適用できる。ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとする。</p> <p>■ 対象とする設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物 ・ 取得価額が次の設備等の区分に応じ、次の金額以上であるもの <p style="margin-left: 40px;">機械・装置：2,000万円以上 建物・附属設備・構築物：1億円以上</p> <p>また、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、特区内(国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区)の土地の上に新築した建物等に係る登録免許税を免除する。</p>			
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室・内閣官房地域活性化統合事務局			
4	評価実施時期	平成24年8月			
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度、総合特区制度創設に伴う措置として創設。			
6	適用又は延長期間	2013年度末まで			
7	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">必要性等</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 70%;">政策目的及びその根拠</td> </tr> </table>	必要性等	①	政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>総合特別区域法の趣旨に基づき、地域の知恵と工夫を最大限生かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。</p>
必要性等	①	政策目的及びその根拠			

			<p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「地域資源を最大限活用した地域力の向上」が定められている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策分野】 地域活性化政策</p> <p>【政策】 政策目標 5 地域活性化の推進</p> <p>【施策】 施策目標⑧ 総合特区の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「地域資源を最大限活用した地域力の向上」が定められている。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「地域活性化総合特区」内における新規設備投資額、登録免許税に係る特例措置の適用件数等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 総合特区制度による国と地方の協議を経て、154 提案が実現</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>各特区における具体事例については以下のとおり。</p> <p>（参考）</p> <p>ア）あわじ環境未来島特区 企業数：14 社（太陽光発電事業者、洋上風力発電事業者等）</p> <p>イ）国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 企業数：9 社（医療関連事業者、観光関連事業者）</p>
		② 減収額	1,000 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 26 年度） 民間企業の活力を活用することは地域の活性化にとって有効であり、本特例措置を講ずることにより、総合特区制度における他の支援策と併せ、総合特区の目標達成に資する民間投資の後押しにつながり、地域の活性化が図られるものである。</p> <p>なお、各特区における具体的な効果見込みとしては、以下のとおり。</p>

		<p>(参考)</p> <p>ア) あわじ環境未来島特区 当該特区では、世界的にみると立ち遅れている再生可能エネルギーを活用したエネルギー創出に重点的に取り組むとともに、増加の一途にあるエネルギー消費の抑制・最適化に市民が主体的に取り組むことにより、地域のエネルギー自給率を高め、自立的な地域の形成を進めることとしている。 そこで、再生可能エネルギー関連事業や農漁業関連事業に資する企業の集積を促進することにより、地域経済の活性化が進み、地域力の向上が図られる。</p> <p>イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 医療や観光関連事業者の進出が促進され、日本の医療関連産業の成長に資するとともに、“最初に触れ・最後に訪れる日本”の印象向上によって、わが国の観光立国実現に寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られ、地域力が向上する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 租税特別措置等と予算措置等との相乗効果が失われれば、再生可能エネルギー関連事業や農漁業関連事業に資する企業の集積が十分に進まず、地域資源を最大限活用するために必要な事業が十分に実施されない結果、日本再生のモデルとして国内に広く波及するようなビジネスモデルを生み出すことが困難となり、地域力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 法人税の軽減措置を呼び水として、再生可能エネルギー関連事業や農漁業関連事業に資する企業の集積が図られることにより、減収額を上回る追加的な税収が期待できる。</p>
9	相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>民間企業の活力を活用することは地域の活性化にとって有効であり、本特例措置を講ずることにより、総合特区制度における他の支援策と併せ、総合特区の目標達成に資する民間投資の後押しにつながり、地域の活性化が図られるものである。</p> <p>なお、各特区における具体的な効果見込みとしては、以下のとおり。</p> <p>(参考)</p>

		<p>ア) あわじ環境未来島特区</p> <p>当該特区では、世界的にみると立ち遅れている再生可能エネルギーを活用したエネルギー創出に重点的に取り組むとともに、増加の一途にあるエネルギー消費の抑制・最適化に市民が主体的に取り組むことにより、地域のエネルギー自給率を高め、自立的な地域の形成を進めることとしている。</p> <p>そこで、再生可能エネルギー関連事業や農漁業関連事業に資する企業の集積を促進することにより、地域経済の活性化が進み、地域力の向上が図られる。</p> <p>イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区</p> <p>医療や観光関連事業者の進出が促進され、日本の医療関連産業の成長に資するとともに、“最初に触れ・最後に訪れる日本”の印象向上によって、わが国の観光立国実現に寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できるものと考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>「総合特区推進調整費」を要求する予定。</p> <p>(参考)</p> <p>各特区における取組み</p> <p>イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際医療交流の拠点づくり促進補助金 (大阪府/H24 年度予算額/10 億円) ・ 企業誘致奨励金の交付額割増規定の要件緩和 (泉佐野市/H24 年 6 月市議会上程)
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、『新しい公共』との連携を含めた政策パッケージを講じる」と定められている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月